

日本栄養大学大学院学位規則

第1条 この学位規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに日本栄養大学大学院学則第19条第3項の規定に基づき、日本栄養大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

- （1） 修 士（栄養学）
- （2） 修 士（保健学）
- （3） 博 士（栄養学）
- （4） 博 士（保健学）

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院学則第15条に規定するところにより、大学院修士課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本学大学院学則第16条に規定するところにより、大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも、授与することができる。

3 本学大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

（修士の学位論文の提出）

第5条 修士の学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）は、学長に提出するものとする。

2 学位論文は1編3通とし、論文要旨を添えるものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

（博士の学位論文の提出）

第6条 第4条第1項に規定するところにより博士の学位の授与を申請するときは、博士の学位論文に論文要旨、論文目録及び履歴書を添えるものとする。

2 第4条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書並びに所定の学位論文審査手数料を添えるものとする。

学位論文審査手数料については別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第3項に規定する者が退学後2年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料の納入を必要としない。

4 学位論文の提出先、論文の部数等については、前条各項の規定を準用する。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第7条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は返付しない。

(学位論文の審査)

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託する。

2 研究科委員会は、前項の審査を行うため、指導教員及び関連する科目の担当教授によって組織する審査委員会を設けるものとする。ただし、審査委員の数は、修士論文の審査の場合は3名以上、博士論文の審査の場合は5名以上とする。

3 研究科委員会において必要があると認めたときは、研究科の准教授もしくは他の大学院の教員等を審査委員に加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認を行う。

5 学位審査にかかわる審査委員等は、学位申請者並びに学位取得者等から、疑惑や不信を招くような金品の供与等を受けてはならない。

6 その他審査委員会の運営に関する事項は、研究科委員会において定める。

(学力の確認)

第9条 第4条第2項の規定による博士の学位論文の提出があったときは、審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、博士の学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆答または口述の試問により行う。ただし、学位申請書の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を行わないことができる。

(学力確認の特例)

第10条 第4条第3項に規定する者が、退学後2年以内に博士の学位論文を提出した場合には、学力の確認を行わないことができる。

(学位論文の審査期間)

第11条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

2 博士の学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。

一 本学大学院の博士課程修了予定者にあつては、学年度末までとする。

二 第4条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

(審査結果の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、

研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、第4条第2項に規定する者については、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

(学位授与の議決)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かについて議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成があることを要する。ただし、長期出張中及び休職中の委員は委員の総数に算入しないものとする。

(学長への報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科委員会委員長(研究科長)はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあつては、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(博士学位論文の要旨等の公表)

第16条 博士の学位を授与したときは、本学は、授与した日から3か月以内に、論文内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者の中で、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、研究科委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第18条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「日本栄養大学」と付記するものとする。

(学位授与の報告)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第20条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または、その名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記

を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式第1号乃至第6号のとおりとする。

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 第4条第2項の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、同条第1項の規定による博士課程修了者に博士の学位を授与した後に行うものとする。

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第一号

栄修第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
本学大学院栄養学研究科栄養学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので、 修士（栄養学）の学位を授与する。		
年	月	日
日本栄養大学長		印

別記様式第二号

保修第	号	
学	位	記
氏	名	
年	月	日生
本学大学院栄養学研究科保健学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので、 修士（保健学）の学位を授与する。		
年	月	日
日本栄養大学長		印

別記様式第三号

栄博甲第		号
学	位	記
氏 名		
年 月 日生		
本学大学院栄養学研究科栄養学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので、博士（栄養学）の学位を授与する。		
年 月 日		
日本栄養大学長		印

別記様式第四号

栄博乙第		号
学	位	記
氏 名		
年 月 日生		
本学に学位論文を提出し、その審査および所定の試験に合格したので、博士（栄養学）の学位を授与する。		
年 月 日		
日本栄養大学長		印

別記様式第五号

保博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院栄養学研究科保健学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので、博士（保健学）の学位を授与する。	
年 月 日	
日本栄養大学長 ⑩	

別記様式第六号

保博乙第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し、その審査および所定の試験に合格したので、博士（保健学）の学位を授与する。	
年 月 日	
日本栄養大学長 ⑩	